

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査選挙（審査）公報梱包配送業務業務
発注課	選挙管理委員会事務局選挙課
選定事業者	佐川グローバルロジスティクス株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、今回の衆議院選挙に係る選挙公報について、印刷工場にて200部ごとに梱包されたものを配送業務受託業者から一旦受領し、指定された部数に切り分け、市選管が用意した配布依頼文書とともに梱包し直し、再度配送業務受託業者へ引き渡す業務である。</p> <p>今回の選挙公報の印刷は、1月30日に札幌市内及び近郊の印刷所（1ないし2か所）にて印刷された選挙公報を配送受託業者が印刷所にて受領後、直ちに選挙公報の梱包・配送を開始し、2月3日までにすべての配送を完了してい必要がある。</p> <p>当該業務にあたっては、配送受託業者との連携が必要であり、配布台帳と連動した梱包部数内訳書等を作成する必要がある、少なくとも印刷日の1週間前には本業務の受託者を決定する必要がある。</p> <p>今回の衆議院議員総選挙については、任期満了年度に執行されるものではないことから、執行経費は令和7年度当初予算に計上されておらず、補正予算の市長専決を経て、契約が可能となる。補正予算の市長専決が1月19日であり、上記の通り1月23日までに契約を締結する必要があるが、競争入札による場合にはそれまでに契約締結を行うことが不可能であり、特定随意契約による必要がある。</p> <p>次に、契約の相手方について、今回の業務については、上記のとおり極めて短期間で業務を完了させる必要がある、履行前に配送業務受託業者との十分な打ち合わせ等の準備を行うことも日程上困難であることから、過去に同業務の請負実績の事業者でなければ、適正な業務履行を担保することができない。</p> <p>今回の選挙における配送業務受託者より当該業務を受託したことのある業者に、上記の日程での履行可否を聴取したところ、上記業者を除く業者から履行不可の旨の回答があり、上記業者以外に履行可能な業者は存在しない。</p> <p>以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、特定随</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和8年1月16日